

## 「清里の森」自然保護協定書の概要

- ・区画の分割利用は禁止されています。
- ・土地の形質変更は最小限とし、地形に順応した造成を行ってください。
- ・沢の流路・岸辺の形状等の変更は禁止されています。
- ・土石の持ち出し禁止は禁止されています。
- ・樹木の伐採（開発）は、必要最低限（開発率25%以内）としてください。
- ・建ぺい率は、20%以下としてください。
- ・用途は、別荘や保養所などです。
- ・建物は、1区画につき1棟となっています。  
(屋根付駐車場もできるだけ一体型としてください。)
- ・建物の高さは、13メートル以下、2階建て以下としてください。
- ・道路境界から5メートル、隣地境界から3メートルは、何も作らず自然のままにしてください。
- ・進入路の幅は、3メートル以下としてください
- ・建物の色は、白系統、灰色系統、茶系統が基本となります。  
これ以外のアクセントカラーを用いる場合は、20%以内に
- ・屋根は勾配あるものとしてください。
- ・建物の主要構造は、原則木造としてください。
- ・塀を設ける場合は、自然性の高い素材で90センチメートル以下にしてください。
- ・汚水等の処理は、戸別に浄化槽を設置し、BOD：10ppm以下で自然浸透としてください。
- ・浄化槽の保守管理については、メンテナンス会社とに保守管理委託の契約を行ってください。
- ・表流水の水質汚濁の防止に努めてください。
- ・貴重な野生動物を保護してください。
- ・北杜市景観条例による届出が必要な行為等を遵守してください。

(詳しくは、「清里の森」自然保護協定書本文を御参照ください。)

# 「清里の森」自然保護協定のうち 増改築・修繕に当たつて 特にご注意いただきたい点

道路境界から5メートル、陸地境界から3メートルは、  
構築物を作ることはできません。  
進入路の幅は、3メートル以下で  
(道路からは、なるべく見えないように。  
ご近所に騒音などで迷惑をかけないように。)

建物の高さは、13メートル以下。2階建て以下で

(樹木よりノッポにならないように。)

## 建物の屋根及び外壁の色は、

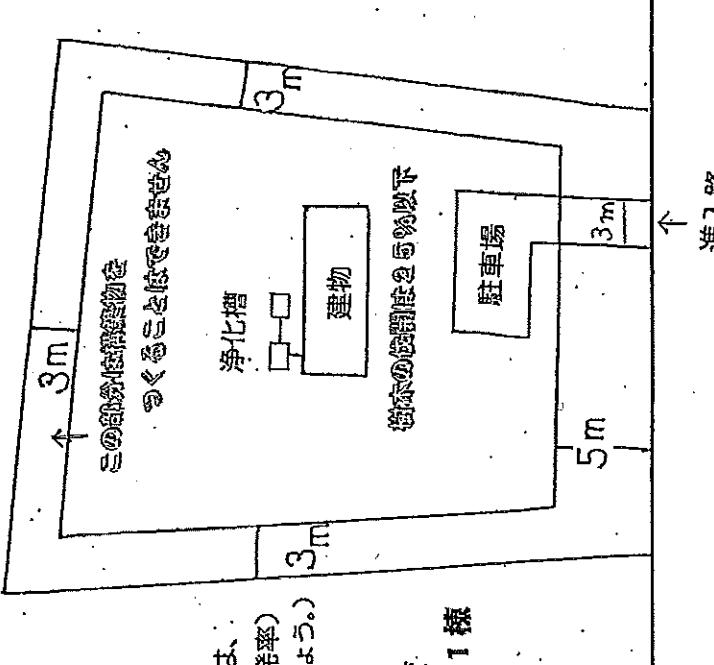
「清里の森」の自然景観に違和感を与えないよう

## 白色系統、灰色系統、茶色系統の色のみ

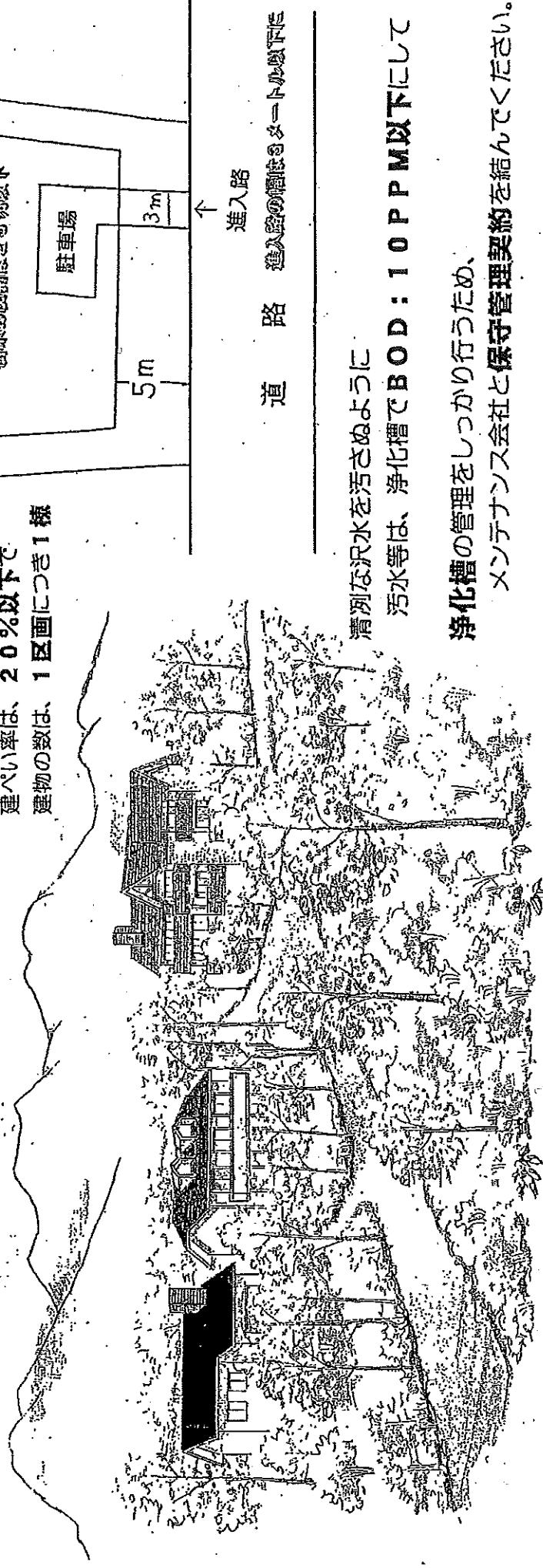
これら以外の色を用いることはできません。  
(それ以外の色は、アクセントカラーとして全壁面の20%以下)

区画面積の25%以内です。(開発率)

(複数がな別荘地としましょう。)



建ぺい率は、20%以下で  
建物の数は、1区画につき1棟



清冽な沢水を汚さぬように  
汚水等は、淨化槽で BOD : 10PPM 以下にして

道 路 進入路の幅は3メートル以下に

淨化槽の管理をしつかり行うため、  
メンテナンス会社と保守管理契約を結んでください。